国別障害関連情報
パナマ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
パナマ共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 5
　2－1. 障害関連行政制度 5
　2－2. 障害関連法令・政策文書 7
　2－3. 障害関連施策 9
3. 国際条約及び国際協力等の実績 19
　3－1. CRPD 批准による対応状況 19
　3－2. マラケシュ条約実施状況 19
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 19
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 19
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 20
4.　障害関連団体の活動概況 22
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 22
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 22
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 24
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 24
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 24
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 25
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 25
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 26
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 26
6. 参考資料 28

図表目次

図 1 障害種別の割合（2023）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（2023）.....4
図 3 居住地域別の障害者割合（2023）.....4

表 1 パナマにおける障害関連担当機関.....5

略語表

CASPAN	Centro Ann Sullivan Panamá	アン・サリバン・センター・パナマ
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
EU	European Union	欧州連合
FENAPEDI	Federación Nacional de Asociaciones de Personas con Discapacidad	全国障害者団体連盟
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICD	International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems	国際疾病分類
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INCLUSION PANAMA	Federación Nacional de Asociaciones de Padres y Amigos de Personas con Discapacidad	インクルシオン・パナマ
INEC	Instituto Nacional de Estadística y Censo	統計局
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MELEDIS	Mesa de Análisis de Leyes de Discapacidad	障害関連法規分析委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
ONCE	Organización Nacional de Ciegos Españoles	スペイン全国盲人協会
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PAHO	Pan American Health Organization	汎米保健機関
REDIS	Red Nacional de Discapacidad de Panamá	パナマ障害者全国ネットワーク
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練
UDL	Universal Design for Learning	学びのユニバーサルデザイン
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNSCDF	United Nations Sustainable Development Cooperation Framework	国連持続可能な開発協力枠組
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	国連女性機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー

WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	19,161.2 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	8.3 %	2023 年
教育（対 GDP 比）	16.3 %	2024 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	3.1 %	2021 年

人口

総人口	4,515,577 人	2024 年
男性人口比率	50.0 %	
女性人口比率	50.0 %	
都市人口比率	66.0 %	
農村人口比率	34.0 %	
平均余命（全体）	79.6 歳	2023 年
男性	76.7 歳	
女性	82.6 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	5.7 %	2023 年
乳児死亡率（出生 1000 人当たり）	10.6 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	11 年	
成人識字率（全体）	96.3 %	2024 年
男性	97.3 %	
女性	95.9 %	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-3-18)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5)に基づく。
[4] 改正教育法（Ley 34 de 1995, https://docs.panama.justia.com/federales/leyes/34-de-1995-jul-11-1995.pdf）に基づく。(参照 2026-6-10)

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	95.2 %	2023 年
男子	95.2 %	
女子	95.2 %	
中等教育（総就学率）		
全体	76.6 %	2017 年
男子	74.2 %	
女子	79.1 %	
高等教育（総就学率）		
全体	53.7 %	2023 年
男子	41.6 %	
女子	66.3 %	

雇用

失業率（全体）	10.4 %	2025 年
男性	8.1 %	
女性	13.2 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

パナマ共和国（以下、「パナマ」と記す。）政府は、障害者機会均等法（Ley 42 de 1999）により、障害は「身体的、感覚的または精神的な機能の変化（永続的または一時的、全体的または部分的）であり、人間にとって通常とされる方法または範囲内で活動を行う能力を制限するもの」と定義した。同政府は 2007 年に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）を批准し、2016 年に障害者機会均等法を改正し、障害者権利法（Ley15 de 2016）を制定した。同法第 3 条において、障害を「身体的、精神的、知的、感覚的な障害（恒久的または一時的なものを含む）を有し、それによって日常生活を送る能力が制限されている状態。この状態は、経済的・社会的環境によって引き起こされたり、悪化したりすることがある」と 1999 年法の定義を拡張している。この定義は社会的障壁との相互作用を含んでおらず、障害者権利委員会は 2017 年に採択した総括所見において、障害の分類及び認定に関する基準を見直し、それらが人権に基づくアプローチを反映したものとなるよう確保するよう勧告している[5]。

パナマ政府が障害者権利委員会に 2021 年に提出した第二次・第三次・第四次統合定期報告書（以下、「政府報告」と記す。）によると、医師、心理学者、ソーシャルワーカー、理学療法士等

[5] 総括所見（2017）

で構成される評価委員会(Las Juntas Evaluadoras de la Discapacidad)が国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF)及び国際疾病分類第10版(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems: ICD-10)に基づき障害の評価を行う。

1－2－2. 障害に関する統計

統計局(Instituto Nacional de Estadística y Censo: INEC)は10年毎に国勢調査を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年に実施を予定していた国勢調査は2023年に実施された[6]。政府報告(2021)は、2010年に実施した国勢調査の結果に基づき、目に見える(observable)障害のある就労年齢層(10歳以上)が94,580人と推定している。2023年の国勢調査結果によれば、障害者の総人口は173,079人である[7]。

障害者数(5 歳以上)	173,079 人	全人口の 4.2 %[8]	2023 年
男性	91,927 人		
女性	81,152 人		

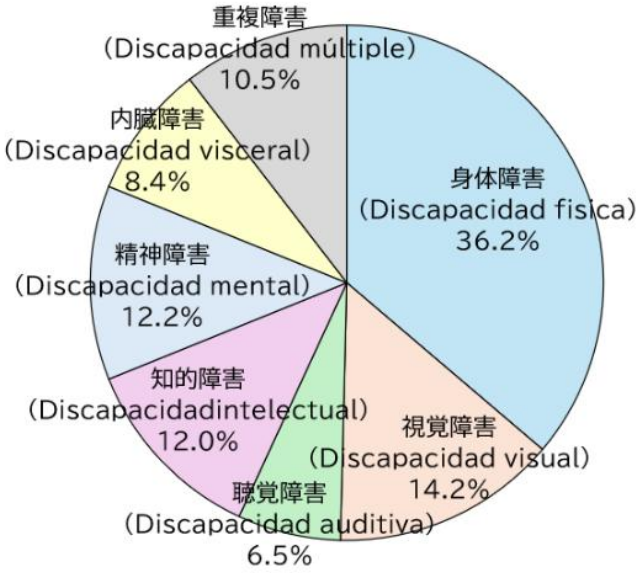


図 1 障害種別の割合(2023)

最も割合が高いのは身体障害であり、全体の 36.2%を占めている。次いで視覚障害が 14.2%と比較的高い割合を示す。精神障害(12.2%)及び知的障害(12.0%)もそれぞれ 1 割強を占めている。重複障害は 10.5%である。内臓障害は 8.4%、聴覚障害は 6.5%と、他の障害種別と比べてやや低い割合となっている。
出所:2023 年国勢調査を基に調査チームが作成

[6] INEC (2024) Innovations of the Censuses, decade 2020: XII National Population Census and VIII Housing Census, https://www.inec.gob.pa/archivos/P07055475202507291459 47ENG_VersionFinal.pdf
[7] ODI Global (2025) Gender, equality, disability and social inclusion analysis in Latin America: Panama 2025., https://media.odi.org/documents/Panama-Report.pdf
[8] 総人口 4,064,780 人(2023)。2023 年国勢調査の結果を基に算出。
https://www.inec.gob.pa/archivos/P07747401202310091628 32CUADRO%2016.pdf, https://www.inec.gob.pa/publicaciones/Default3.aspx?ID_CATEGORIA=19&ID_PUBLICACION=1199&ID_SUBCATEGORIA=71(参照 2026-4-1)

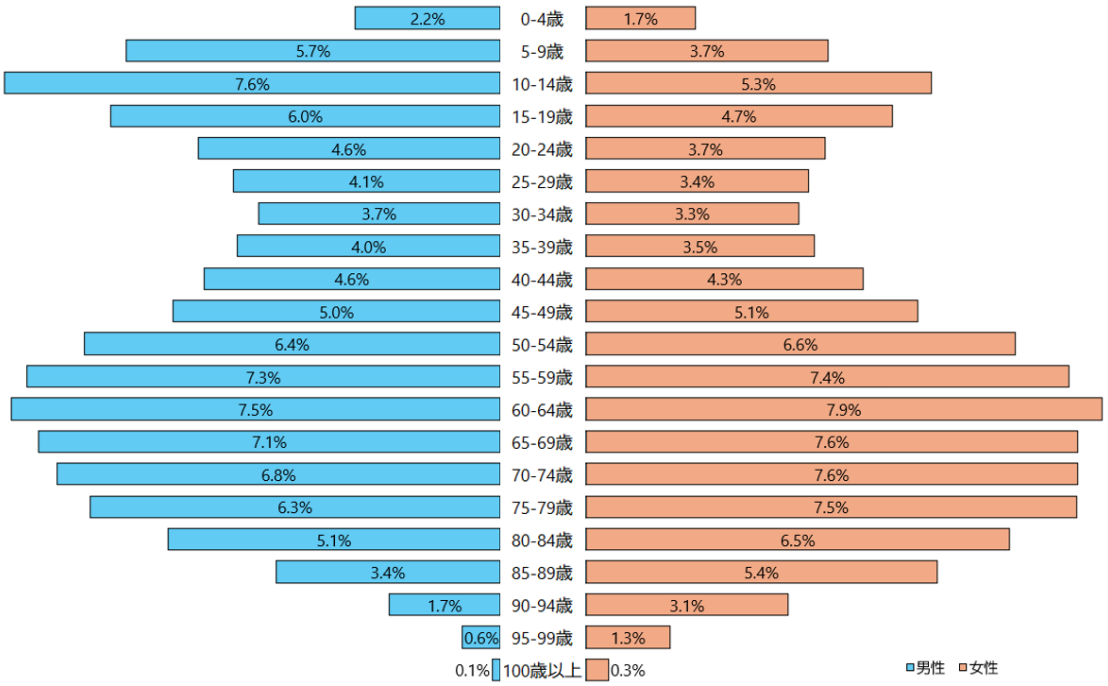


図 2 障害者の年齢別割合（2023）

男性では 60～64 歳が 7.5%で最も高く、次いで 55～59 歳（7.3%）、65～69 歳（7.1%）となっている。一方、女性では 60～64 歳が 7.9%で最も高く、55～59 歳、65～69 歳、70～74 歳がいずれも 7%台後半を占めている。若年層では、男女とも 10～14 歳の割合が比較的高く、男性 7.6%、女性 5.3%となっているが、その後 20～39 歳頃までは割合が低下する傾向がみられる。

出所：2023 年国勢調査を基に調査チームが作成

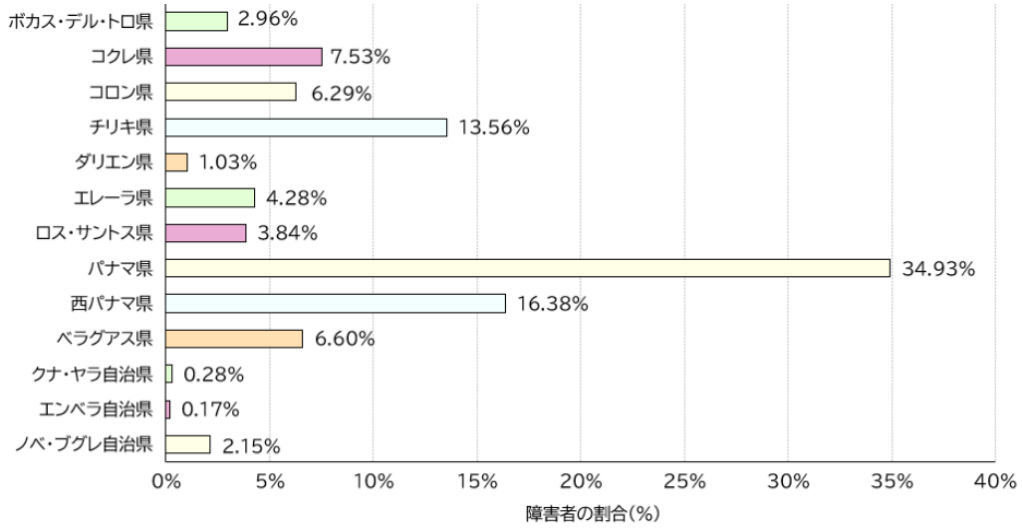


図 3 居住地域別の障害者割合（2023）

最も割合が高いのはパナマ県で 34.93%を占めており、全体の 3 分の 1 以上の障害者が同県に居住している。次いで、西パナマ県が 16.38%、チリキ県が 13.56%となっており、この 3 地域だけで全体の約 65%を占めている。コクレ県（7.53%）、ベラグアス県（6.60%）、コロン県（6.29%）がこれに続く。一方で、ダリエン県（1.03%）や先住民族自治区では障害者の割合が低く、ノベ・ブグレ自治区が 2.15%、クナ・ヤラ自治区が 0.28%、エンベラ自治区が 0.17%となっている。

出所：2023 年国勢調査を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 パナマにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働・人材開発省（Ministerio de Trabajo y Desarrollo Laboral）	・障害者の労働市場への参加を促進する責任を負う。 ・職業訓練、雇用促進、企業への啓発、就労機会の創出を通じて、障害者の経済的自立と生産活動への参加を支援する。
2	保健省（Ministerio de Salud）	・社会保障基金（Caja de Seguro Social）等と連携し障害の予防、治療、リハビリテーションを含む包括的な保健サービスへのアクセスを保障する。 ・地域間格差や貧困層への対応を含めた公平な医療提供体制の整備を担う。 ・2005 年政令第 546 号（Decreto Ejecutivo No. 546 de 2005）[9]及び 2021 年政令第 129 号（Decreto Ejecutivo No. 129 de 2021）[10]に基づき、公的医療施設における無料医療を保障している[11]。
3	教育省（Ministerio de Educación）	障害のある子ども・若者・成人に対して、包摂的で質の高い教育を保障する責任を負う。教員の養成・研修、教育課程の改善、教育環境の障壁の除去を通じて、インクルーシブ教育の実現を推進する。
4	特別支援・機能回復研究所（Instituto Panameño de Habilitación Especial: IPHE）	1951年設立。障害児への専門教育・支援を提供する独立した公的機関。教育省の下部組織ではない。
5	社会開発省（Ministerio de Desarrollo Social）	・障害者及びその家族の生活の質の向上及び自立の促進を目的として、社会保護、所得支援、家族支援、脆弱層支援プログラムを実施し、特に貧困やリスク状況にある世帯への包括的支援を担う。 ・0～4歳児へ教育・健康・栄養等のサービスを提供する児童・家族指導センター（Centros de Orientación Infantil y Familiar）を約103カ所運営する[12]。
6	公共事業省（Ministerio de Obras Públicas）	・道路、建築物、公共空間における物理的障壁の除去を進め、交通及び都市環境のアクセシビリティ確保を通じて、障害者の社会参加を可能にする責任を負う。

出所：SENADIS（2009）*Política de Discapacidad de la Republica de Panama de la República de Panamá* に基づき調査チームが作成。

[9] 5 歳未満の児童に対する保健医療サービスの無償化を規定。https://docs.panama.justia.com/federales/decretos-ejecutivos/546-de-2005-nov-24-2005.pdf（参照 2026-4-7）

[10] 障害者への保健医療サービスの無償化を規定。https://vlex.com.pa/vid/decreto-ejecutivo-n-129-866581899

[11] 政府報告（2021）

[12] 政府報告（2014）。約 3,680 人の児童が在籍しており、そのうち 1.3%が何らかの障害を有している。

国内調整委員会設置状況[13]

名称	国家障害者局(Secretaría Nacional de Discapacidad: SENADIS)
概要	SENADIS設置法(2007、Ley No. 23)に基づき、独立した国家機関としてSENADISを設立した。同局は障害者及びその家族の社会参加に関する政策の策定及び実施を担っている。政府報告(2021)によると、職員47名(職員全体の18%)が身体、視覚、聴覚、または知的障害を有している。
役割	1) 障害者及びその家族の社会的包摂に関する国家政策を策定する 2) 障害者の権利及び機会均等の確保に向けた政策、戦略、規範を提案し、それらを国家開発計画に反映させる 3) 公共部門及び民間部門において障害者包摂政策が実施されるよう調整し、関係機関の取組を横断的に統合する 4) 障害者の社会的包摂に資するプログラムやプロジェクトを企画・実施し、また必要に応じて資金を提供する 5) 障害の認定基準を策定し、評価及び認定を実施するとともに、関連する統計指標の整備及びデータ収集の調整を行う 6) 障害者の権利侵害に関する申立てを受理し、関係機関への付託等を通じて、権利保障の確保を図る 7) 教育、保健医療、雇用等の分野において、関係機関と連携しながら障害者の権利の実現を支援する 8) 建築物や都市環境におけるアクセシビリティ確保のため、関係機関及び自治体と連携し、設計・計画の承認や調整を行う 9) 障害者団体(Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。)及び家族団体の参加を促進し、政策形成及び実施における市民参加を確保する 10) 国際機関や国内外の関係主体との協力を推進し、障害者の社会的包摂に関する政策の発展を図る

委員会名称	国家障害諮問委員会(Consejo Nacional Consultivo de Discapacidad: CONADIS)
概要	SENADIS設置法により、SENADIS管下の市民社会参加型諮問・調整機関として設立された。大統領を議長とし、社会開発省、保健省、教育省、労働・人材開発省など関係省庁のほか、社会保障機関、教育・訓練機関、司法、オンブズマン、大学関係者、OPD・家族団体、労働組合・企業で構成される。
役割	1) SENADIS の任務遂行に向けた助言及び支援を行う 2) 障害者及びその家族の社会的包摂を実現するための戦略の実施に協力する 3) 障害者及びその家族の権利を保護することを目的とした取組を推進し、奨励する 4) 障害者及びその家族の社会的包摂に関する政策に基づき、平等及び機会均等を促進する

[13] 障害者権利法(Ley 15 de 2016)に基づいて記載。https://www.mingob.gob.pa/wp-content/uploads/2025/10/Ley-No.-23-de-28-de-junio-de-2007-que-crea-la-Secretaria-Nacional-de-Discapacidad.pdf(参照 2026-4-7)

【地方政府行政】

パナマの行政区画は 10 の県（Provincia）と 6 つの先住民自治区（Comarcas indígenas）で構成される。地方行政単位は県、郡（distrito）、郡区（corregimiento）の 3 段階となる[14]。

障害関連担当機関

機関名	概要
SENADIS 地域局 （regional directorates）	地方自治体との調整を担っている。障害政策の調整及び登録・認証を担う機関であり、医療、教育、社会サービス等の実際のサービス提供は、保健省、教育省、社会開発省等の各省庁の出先機関が担っている。SENADIS が所管する障害認定は、実務レベルでは前述の評価委員会が医学的評価を行い、SENADIS が認定を行う[15]。

2－2. 障害関連法令・政策文書[16]

パナマにおける障害者政策は、障害者機会均等法（1999）により機会均等の確保を目的とする枠組として出発した。同法は権利保障や差別禁止の規定が抽象的であり、実施義務や制度設計も限定的であった。その後、パナマ政府は 2007 年に CRPD を批准し、障害を人権の問題として捉える国際的枠組が導入されたことにより、国内法の再構築が求められた。この要請に応える形で 2016 年に制定された障害者権利法は、障害者機会均等法を改正し、障害者を権利主体として位置づけ、差別禁止や合理的配慮の提供義務、アクセシビリティの確保等を明確化することで、従来の機会均等モデルから権利基盤型アプローチへの転換を図った。具体的な運用方法や責任主体の詳細を規定するため、2019 年に障害者権利法の施行規則である大統領令第 333 号（Decreto Ejecutivo 333）が制定された。

法律名	障害者権利法（Ley 15 de 2016）[17]
施行年	2016 年
概要	障害者機会均等法（Ley 42 de 1999）に替わり、より包括的な法体系として制定された。本法は障害者を権利主体として位置づけ、合理的配慮を中核概念として導入し、教育、雇用、保健医療、公共サービス等のあらゆる分野において、障害者が他の者と平等に権利を享受できるよう必要かつ適切な調整を行うことを義務付けている。これにより、従来の一律的な制度設

[14] 統計局ウェブサイト
https://www.inec.gob.pa/publicaciones/Default3.aspx?ID_CATEGORIA=19&ID_PUBLICACION=1199&ID_SUBCATEGORIA=71（参照 2026-6-1）

[15] 政府報告（2014）

[16] SENADIS(n.d.)*Los Derechos de las Personas con Discapacidad*.に基づいて記載。

[17] https://siteal.iiep.unesco.org/sites/default/files/sit_accion_files/ley_no_15_organized.pdf（参照 2026-4-7）

	計から、個々のニーズに応じた柔軟な対応への転換が図られている。 制度的枠組の強化にも重点を置き、SENADIS を中心とする調整機能の強化や、各省庁における障害の主流化の推進を明確にしている。また、OPD の政策形成過程への参加の確保を規定している。

法律名	大統領令第 333 号（Decreto Ejecutivo 333）[18]
施行年	2019 年
概要	障害者権利法は基本的枠組を示すにとどまり、具体的な運用方法や責任主体の詳細を十分に規定していなかったため、本規則は以下の手続きについて詳細に定めている。 ・ 障害認定手続と障害者証（carné de certificación de discapacidad）の発行 ・ 権利保障（教育、雇用、保健・リハビリテーション、社会サービス） ・ アクセシビリティの技術基準 ・ 合理的配慮の定義、適用範囲、実施主体 ・ SENADIS、各省庁等の役割 ・ 監督機関、制裁措置、苦情処理等

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	障害者経済的支援法（Ley 134）[19]
施行年	2013 年
概要	障害者の経済的負担の軽減と社会参加の促進を目的として制定された。本法の中核は、障害者に対する料金割引の制度化である。具体的には、電気、水道、電話、インターネット等の公共サービスに加え、交通機関、文化・レクリエーション施設、宿泊施設、医療サービスなど、日常生活に密接に関わる広範な分野において、一定割合の料金割引が適用されることが定められている。大統領令第 59 号（2016、Decreto Ejecutivo Nº 59）により施行規則が定められている。 割引制度の適用にあたっては、障害者であることの証明として、国家障害者庁（SENADIS）が発行する障害者証（carné de certificación de discapacidad）の提示が必要とされている。この点により、同法は障害認定制度と密接に結びついており、制度利用の対象者を明確化するとともに、不正利用の防止を図っている。

[18] https://vlex.com.pa/vid/decreto-ejecutivo-n-333-829365269（参照 2026-4-7）
[19] https://vlex.com.pa/vid/ley-134-2013-ley-1049312877（参照 2026-4-7）

法律名	改正教育法（Ley No. 34 de 1995）
施行年	1995 年
概要	1946 年教育基本法（Ley 47 de 1946）を全面的に改正・補強し、教育機会の平等や特別な教育的ニーズへの対応を教育制度の中に位置付けた。インクルーシブ教育を直接制度化した法令ではなく、インクルーシブ教育は 2000 年行政令第 1 号（Decreto Ejecutivo No. 1 de 2000）や障害者権利法（2016）によって制度化が進められた。

障害関連政策

パナマでは、障害分野に特化した包括的な国家戦略や単一の国家行動計画は確認できない。障害政策は、横断的政策に統合される形で実施されている。

政策名	政府戦略計画（Plan Estratégico de Gobierno）2025-2029[20]
施行年	2024 年
概要	本計画は経済成長と社会包摂を柱とする包括的な国家開発計画であり、最上位の政策フレームとなる。障害は独立分野としてではなく、教育・保健・雇用等の各政策領域に横断的に組み込まれる形で位置づけられている。 大きく、①経済・社会の診断、②戦略、③プログラム、④公共投資計画という構成をとり、特に戦略部分では以下の 4 つの柱が提示されている。 第一に成長と雇用創出を目的とした経済活性化、第二に教育・基礎サービスの改善を通じた機会の拡大、第三に透明性・説明責任の強化によるガバナンス改善、第四に環境持続性の確保である。 本計画は社会の不平等や格差の是正を重要課題として掲げており、教育、保健、雇用、社会サービスといった各分野において、機会の拡大とサービスの質向上を通じて包摂的な社会の実現を目指している（p.14）。この「包摂」は特定の集団に限定されず、貧困層、地方住民、先住民、女性などと並んで、障害者も含まれる対象として想定されている。

2－3. 障害関連施策[21]

① 保健医療

法整備状況

政府報告（2021）によると、医療分野では障害認定制度が整備されており、医師・心理士・ソーシャルワーカー等からなる評価委員会が障害認定を行う仕組みが確立されている。さらに、

[20] https://www.mef.gob.pa/plan-estrategico-de-gobierno（参照 2026-4-11）
[21] 政府報告、質問回答（Reply of List of Issues）、総括所見を基に記載。

国家戦略計画（2015–2019、2020–2024）は、予防・リハビリテーション及び社会的包摂を柱として医療・福祉サービスを位置付けている。また、2021 年政令第 129 号により、障害者は公的医療サービスを無償で利用できる。

医療サービスの提供状況

医療・年金を含む社会保険制度加入者は医療サービスがほぼ無償で利用可能である。また、無保険者、低所得者にも保健省が税財源による公的医療サービスを提供している[22]。政府報告（2021）によると、2015 年～2021 年の間に 10,240 件の障害認定が実施された。

しかしながら、その実態としては医療機関における待機時間の長さやサービス提供能力の制約が課題として指摘されている。パナマ政府は質問回答[23]において、医療サービスは各地域の保健施設を通じて提供されているものの、需要の増大に対して供給体制が十分に対応しきれていない状況を示唆している。政府報告（2021）によると、医療提供体制は不十分であり、施設の物理的アクセシビリティは限定的で、手話通訳等のコミュニケーション支援もほとんど整備されていない[24]。 医薬品供給の不安定さも深刻であり、必要な投薬が受けられず健康状態の悪化リスクが指摘されている。

支援機器、リハビリテーション

政府報告（2021）は、2019～2021 年に支援機器支給予算は 33,000 ドルから 150,000 ドルへ増額されたが、需要に対して十分かは不明であると報告している。UN Panama によるカントリーレポート[25]によると、医療資材、医薬品、支援機器が不足しており、農村部や地方地域においてより深刻な影響を及ぼしている。保健省の予算には、障害及びリハビリテーションに充てられる資金が確保されていない。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 医学モデルに依拠した政策・法制度を見直し、人権モデルと整合的なものへ改めること
- 障害認定基準を見直し、機能障害中心の基準から社会的障壁を考慮した基準に転換すること
- 国家戦略計画の実施のために、十分な財政的・人的資源を確保すること

② 教育

法整備状況

教育分野では、障害者の教育権は障害者機会均等法（1999）及び障害者権利法（2016）により保障され、インクルーシブ教育の推進が国家政策の一環として明確に位置付けられている。

[22] 政府報告（2021）、https://borgenproject.org/healthcare-in-panama, https://www.bestheartsurgery.com/blog/a-comprehensive-guide-to-hospitals-in-the-panama-myhospitalnow（参照 2026-4-11）

[23] Reply of List of Issues (2017) CRPD/C/PAN/Q/1/Add.1

[24] 政府報告（2014）は、公的医療機関の職員は手話の研修を受けていると報告している。また、社会保障基金の施設のうち、障害者が利用可能な施設は 11%にとどまると報告している。

[25] United Nations Panama (2022)*Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Panama*. 以下、「UN Panama（2022）」と記す。

政策実施の枠組として、SENADIS と IPHE を含む教育機関が連携し、教員研修・啓発・教材開発等を実施する体制が構築されている。

政府報告（2014）によると、パナマの教育法（1946、Ley Orgánica de Educación）は、1995 年に法律第 34 号（Ley No. 34 de 1995）により改正され、特別な教育的ニーズのある児童の教育は、教育省傘下の国立特別教育局（Dirección Nacional de Educación Especial）を通じて調整されることを定めた。2000 年行政令第 1 号は、IPHE と連携して障害児を通常教育に参加させる統合教育（integración educativa）の推進を定めた。

また、1951 年の IPHE 設置法（Ley No. 53 de 1951）やその他の措置を通じて、聴覚障害児に対するバイリンガル教育[26]を保障し、手話を彼らの母語として認めている。なお、CONADIS に加盟する機関をはじめ、教育機関、民間企業、一般市民を対象に毎年手話講座が開催されている。

CRPD の政府報告を含め、インクルーシブ教育の状況や障害児の学びの実態について体系的に示した資料は限定的である。以下、パナマ大学の研究者らによる論文に基づいて記述する。

インクルーシブ教育

パナマにおける障害のある児童・生徒の就学状況は、拡大傾向がみられるものの、全体として課題を抱えている。障害児の約 4 人に 1 人は就学していない[27]。Morales-Maure et al.（2021）によると、2017 年時点で、500 校以上の公立学校で 15,053 人の児童・生徒がインクルーシブ教育で学んでおり、885 人の教員がこれらの学級で教えている。一方で、2015 年から 2019 年の期間において、特別な教育的ニーズのある児童・生徒は 81,009 人に達しており、インクルーシブ教育に実際に参加している割合は限定的であることが示唆されている。また、初等教育段階では中途退学率が高く、特に 1 年生において顕著であることが指摘されており、この傾向はインクルーシブ教育の対象となる児童においてさらに深刻化する。さらに、学習困難の主因としては知的障害の割合が高く、特に読み書きや算数などの基礎教科において困難が集中していることが示されている。

Morales-Maure et al.（2021）が実施した調査によると、通常学級の教員は 1 学級あたり 1～10 人程度の障害児を日常的に指導している。しかしながら、教多くの教員がインクルーシブ教育に関する専門的研修を受けておらず、66.7%が研修未経験、また 57.4%が自身の知識・技能を限定的と自己評価している。さらに、カリキュラム調整や指導方法についても十分な対応ができていない状況が示されている。

特別教育（Educación Especial）

2000 年行政令第 1 号において、通常の教育システムの中で多様な学習者に対応することが目指されている。したがって、特別教育は専門的な知識、人材、技術、支援機器などを提供し、学習上の困難を有する児童が通常の教育環境の中で学ぶことを可能にするための支援機能

[26] 手話を教授言語として音声言語の読み書きを学ぶろう教育の手法。
[27] UNICEF (2021) *All children learn in Palama. https://www.unicef.org/lac/en/all-children-learn-panama.*

を担う教育モダリティとして位置づけられている。IPHE は、特別な教育的ニーズを有する児童・生徒の教育的包摂を可能にするための専門的サービスを提供する役割を担っている。400 以上の教育センターで具体的にどのように通常学級の障害児を支援しているかを示す情報は本調査では入手できなかった。

学校のアクセシビリティ

政府報告（2014）によると、全国 181 校の学校においてアクセシビリティが改善された。点字、手話、補助・代替コミュニケーション、移動支援などの分野において、必要とする児童、成人、または教員向けに技能開発サービスが提供された。また計 1,109 点の支援機器が提供され、872 点の点字テキストの印刷が可能となった。18 回の手話教室が開催され、331 名が参加した。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 障害児に対する暴力・虐待・遺棄・施設収容を防止する法制度を整備すること
- 障害児が地域社会のサービスやプログラムにアクセスできるようにすること
- 体罰を家庭・学校・施設を含め全面的に禁止する立法を行うこと

③　ジェンダー（障害女性等）

政府の取組

パナマ政府による質問回答（2017）によると、女性の機会均等に関する公共政策の実施に向けた国家計画が 2016 年に正式に成立した。多様性に関する第 5 分野及び戦略指針 3 は、差別禁止、機会均等、並びに障害女性の包括的な発展を推進している。「ファミ・エンプレサ（Fami-Empresa）」プロジェクトは、2014 年から 2017 年の間に、計 158 人の障害女性を対象に融資、研修、雇用、その他の支援へのアクセスを含むエンパワメントに向けたプログラムを推進した。

女性に対する暴力に関し、パナマ政府は 2013 年に女性に対する暴力防止法（Ley 82 de 2013）を制定した。政府報告（2021）によると、同法に基づいて配置された家庭内暴力及びジェンダーに基づく暴力専門の警察官に対し、市民社会団体は障害者を巻き込んだ事案の取り扱いに関する研修を受けるよう要請している。また、政府は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において、家庭内暴力に直面している女性を対象とした「一人じゃない（No estás sola）」と題するガイドを発行した。さらに、暴力の被害を受けた女性や高齢者を対象に、緊急事態における実用的かつ無料で安全な連絡手段を確保する「支援ポイント（Punto de apoyo）」計画のパイロット事業を開始した。

2017 年から 2021 年にかけて、人権擁護院（Defensoría del Pueblo）は 230 名を対象に、女性及び障害者の権利に関する研修を実施した。同院はソーシャルメディアを通じて、女性の権利やジェンダーに基づく暴力に関する啓発キャンペーンを継続して展開しており、スペイン語及び 2 つの先住民言語で「女性よ、権利を知ろう（Mujer, conoce tus derechos）」と題するガイドを発行した。

障害女性の状況

UN Panama（2022）によると、障害女性は貧困や社会的脆弱性と強く結びついた状況に置かれている。障害率は女性の方が男性より高く、特に社会経済的に不利な層や農村部においてその傾向が顕著であるとされている。さらに、障害女性はジェンダーと障害が交差することにより、複合的な差別に直面している。報告では、女性、障害、民族（先住民やアフリカ系住民）などの要因が交差することで、差別や不利益が強化されることが指摘されており、こうした交差性に対応する政策は十分に整備されていないとされている。

家庭内においても、障害に関連するケアの負担は主として女性に集中しており、障害者の介護やサービス利用の調整は女性が担うことが多く、身体的・精神的な過重負担が生じている。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 障害女性を国家政策・計画に明確に組み込むこと
- 障害政策にジェンダー視点を統合すること
- 障害女性に対する暴力対策に障害の視点を導入すること
- 障害女性のエンパワメントのための専用の財源・人的資源を確保すること
- 暴力の実態に関する統計を体系的に収集すること
- アクセシブルなシェルターと支援体制を整備すること

④　職業訓練、雇用、就労

政府の取組

雇用分野では、障害者機会均等法及び障害者権利法により、差別禁止と合理的配慮の提供が規定されている。この法体系により 25～50 人の従業員を雇用する民間企業には最低 1 人の障害者の雇用を義務付け、50 人以上の従業員を雇用する企業には従業員数の 2%以上を障害者とする義務を課している。障害者権利法はこの雇用義務の未達成時の過料（multa）の支払い義務について規定している。同規定は、障害者雇用を拒否し、または法定割合を維持しない雇用主に適用される。過料の金額は、雇用されるべき障害者 1 人につき、雇用を拒否していた期間と同額の最低賃金相当額である[28]。また、SENADIS を中心に各省庁に機会均等室（Oficina de Equiparación de Oportunidades）が設置され、雇用促進が図られている。具体的施策として、Fami-Empresa プログラムは、農村部やアクセス困難な地域において、貧困状態にある障害者とその家族を中心に、農業、商業、サービス分野における小規模事業の設立を促進し、指導や研修を提供している。2017～2021 年には約 1,141 人が同プログラムに参加した。貿易産業省は、障害のある職人に対し、原材料の購入時に 7%の割引を適用するとともに、工芸品フェアへの参加を支援している。

[28] 障害者権利法第 45 条

政府報告（2021）によると、2017～2021 年に 1,563 人の障害者（男性 1,015 人、女性 548 人）が民間の労働市場に参入した。同期間中、132 人が民間企業に直接雇用された。さらに、障害者を雇用する企業に付与される税制優遇措置の適用手続きのため、838 件の雇用証明書が発行された。パナマ政府は、優れた労働慣行と労働包摂プロセスへの企業の取組を奨励するため、「ルールを守る（Yo sí cumplo）」認証制度を導入し、137 件の認証書が授与された。

就労状況

米州開発銀行（Inter-American Development Bank: IDB）は、非障害者（25～54 歳）の就労率 76.3%に対して、障害者は 58.4%と報告している[29]。質問回答（2017）によれば、2015～2017 年 5 月までの間に、142 人の視覚障害者が労働市場に参入した。

職業訓練

国立人間開発研究所（Instituto Nacional de Formación Profesional y Capacitación para el Desarrollo Humano）は職業訓練を提供する中核的な公的機関である[30]。SENADIS と同研究所が実施する「アゴラ・パナマ（ÁGORA Panamá）」プロジェクトは、支援対象となり得る視覚障害者を特定し、キャリアガイダンスや労働問題に関する無料研修を提供することで、視覚障害者の労働市場への参入を促進している。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 合理的配慮の否定を差別として明確に法制度に位置付けること
- 差別に対する制裁・救済措置を整備すること
- 複合差別（女性、先住民、アフロ系等）をカバーする法制度を整備すること

⑤　社会保障、障害福祉サービス

政府の取組

前述の Fami-Empresa プログラムに加えて、障害者が貧困状態を克服し社会参加を促進するため、以下の無拠出型の社会保護プログラムが提供されている[31]。

・エンジェル・ガーディアン・プログラム（Programa Ángel Guardián）：要介護状態かつ極度の貧困状態にある重度障害者に対し、月額 80 バルボア（約 1 万 3 千円）[32]の金銭的支援を行う。2021 年 6 月時点で、19,106 人が受給。社会開発省が実施する。
・ロータリー障害者基金（Fondo Rotativo de Discapacidad）：支援機器を提供する。2021 年に

[29] IDB(2024)Seeds to Inclusion: What We Know and Don't Know about Disability Policy
[30] IDB(2013) Una visión crítica sobre el financiamiento y la signación de recursos públicos para la capacitación de trabajadores en América Latina y El Caribe.
[31] UN Panama（2022）に基づいて記載。
[32] 1 パナマバルボアはアメリカドルと 1:1 の固定相場である（https://www.investopedia.com/terms/forex/p/pab-panama-balboa.asp（参照 2026-4-11））。1 パナマバルボア=1 アメリカドル=159.683 円、JICA 統制レート 2026 年 4 月。以下、同じレートを使用する。

は総額 75,053.95 バルボア(約 12 百万円)相当の支援機器及び治療を提供した。SENADIS が実施。

・機会のネットワーク・プログラム(Red de Oportunidades):貧困状態にある子どもに対し 100 バルボア(約 1 万 6 千円)の現金給付を行う。受給条件として、プログラムの受給世帯は、妊婦健診の受診、5 歳未満の子どもに対する予防接種の更新、及び就学の確保に同意する必要がある。社会開発省が実施。

・65 歳 120 バルボアプログラム(Programa 120 a los 65):2021 年 6 月時点で、全国で 5,743 人の寝たきりの高齢者が受給者リストに登録されている。社会開発省が実施。

このほか、四半期ごとに 150 バルボア(約 2 万 4 千円)の金銭的援助を提供する補助金プログラムや、障害者証に付随する公共交通機関利用料金や光熱費などの割引優遇措置、障害学生奨学金がある。

サービス提供の実態

政府報告(2021)は、2017～2021 年に約 2,416 人が月額 50 バルボア(約 8,000 円)を受給していると報告している。支援の 65.6%が都市部に集中し、農村部は 32.3%、先住民族地域は 2.0%にとどまる。 さらに、地域生活を支える支援サービスは十分に整備されていない。パナマ障害者全国連盟(Federación Nacional de Personas con Discapacidad。以下、「FENAPEDI」という。)ほか複数団体により 2025 年に提出されたパラレルレポートは、エンジェル・ガーディアン・プログラムや機会のネットワークなどのプログラムいずれも持続性や安定性に欠け、障害者が尊厳ある生活を営むために十分な水準には達していないと評価している。また、給付額自体が医療費や生活費などの基本的ニーズを十分に賄うものではなく、特に貧困状態にある障害者やその家族にとっては生活保障として不十分である点が強調されている。さらに、エンジェル・ガーディアン・プログラムについても対象者が限定的であり、必要とするすべての障害者をカバーしていないことが指摘されている。加えて、SENADIS による補助的な支援プログラムも存在するものの、それらは個別的かつ限定的な対応にとどまり、障害者の生活状況を構造的に改善するには至っていないとされる。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 国家戦略計画の実施のための財政・人的資源を強化すること
- 政策策定に際して OPD との継続的な協議を確保すること
- 障害者を権利主体として位置付ける制度改革を行うこと

⑥　運輸交通、都市開発(アクセシブルなまちづくり等)

政府の取組

政府報告(2014)によると、バリアフリー車両が導入され、保健省が運営する社会復帰センター向けに輸送車両に 6 台、国立物理医学・リハビリテーション研究所に 1 台、SENADIS に 1 台が配置された。政府報告(2021)によると、SENADIS はアクセシビリティの設計基準であるアク

セシビリティ・マニュアル（Manual de Acceso）を作成しており、2019 年に第 3 版に更新された。都市部の公共交通に関して、2017～2019 年に、 首都圏の鉄道システムであるパナマメトロの管理・運営スタッフ 266 名が、障害者への適切な支援提供に関する研修を受けた。パナマメトロの 30 駅及びメトロバスネットワークの改札エリアにはエレベーター、スロープ、バリアフリー改札機、点字ブロック、並びに新車両の導入により、大都市圏の公共交通サービスが改善された。パナマメトロには 235 両のバリアフリー車両がある。各列車は 5 両編成で、そのうち 2 両には車いす利用者のためのスペースが設けられている。列車にはインターホン、音声信号、放送設備、優先座席が装備されている。

さらに、多くの金融機関がユニバーサルアクセシビリティ基準を満たすようエレベーターを改修し、基本的な顧客サービス研修を実施した。これらのサービスのアクセシビリティに関しては、駐車場、標識、スロープ、手すりの利用に関して、合理的な配慮がなされている。観光・交通分野では、持続的観光マスタープラン（Plan Maestro de Turismo Sostenible）2020–2025 においてアクセシブル環境整備が政策目標とされている。

バリアフリー化の実態

バスや地方交通は依然として非アクセシブルであり、歩道や停留所の整備も不十分である。政府報告（2021）は、上述の取組がある一方で、首都のバスサービスのアクセシビリティを向上させるためには、歩道やバス停へのアクセス改善に取り組む必要があると述べている。また、国内のその他の地域におけるバスサービスのアクセシビリティが不十分であることも認めている。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 交通・公共施設を対象とした包括的アクセシビリティ計画を策定すること
- 計画に期限・監査・制裁・予算配分を組み込むこと
- 実施において OPD の参加を確保すること
- 国際基準に基づくアクセシビリティを採用すること

⑦ 情報アクセシビリティ

2017 年に発行された「政府による情報通信技術管理に関する一般基準マニュアル（Normas Generales para la Gestión de las Tecnologías de la Información y Comunicación en el Estado）」は、国家機関における技術システム及びインフラの標準化と強化を図るため、障害のある利用者のアクセシビリティの確保を求めている。同マニュアルでは、国家機関はオンライン手続きを行うために必要な情報へのアクセスを、障害や特別な事情のある利用者が円滑に行えるよう支援する責任を負うものと定めている。障害者の情報及び通信へのアクセス権に基づき、検察庁の 2 つの機関は、情報を必要とする障害者が確実に情報にアクセスできるよう、法的情報及び基準をアクセシブルな形式で記載した文書を作成した。また、社会保障基金は、障害者が利用しやすいようウェブサイトを改善した。新型コロナウイルス感染症パンデミック時には、わか

りやすい言葉を用いたポスター、手話版、音声情報など、利用しやすい形式で作成された 365 件の広報資料が発信された。

一方で、日常的には手話通訳や字幕の提供は限定的である。また、ニュース等でのアクセシビリティは不十分であり、情報格差が存在する。UN Panama（2022）は、実施したすべてのインタビューや収集された意見において、コミュニケーション支援（手話通訳や点字資料など）、地域サービス、移動支援や保障技術が体系的に不足していることを指摘している。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 情報・通信のアクセシビリティに関する国際基準を採用すること
- ICT を含む情報環境全体のアクセシビリティ改善を進めること

⑧　防災

2014 年に SENADIS は障害者向け緊急安全計画（Plan de Seguridad para las Personas con discapacidad en situaciones de emergencia）を策定し、啓発ワークショップやメディア、ソーシャルネットワークを通じて全国に周知徹底を図り、緊急事態の発生前、発生中、発生後に市民が取るべき行動を周知した。国家戦略計画 2015-2019 には、リスク管理が CONADIS に代表されるすべての機関が取り組むべき課題として盛り込まれており、その策定と実施に向けた行動指針が定められている。

質問回答（2017）によると、SENADIS は 2016 年に内務・治安担当省（Ministerio de Gobierno）管下で予防～復興の災害サイクルを担う国家市民防衛システム（Sistema Nacional de Protección Civil）とともに包括的なリスク・緊急事態・災害管理の枠組の中で、障害者の保護とケアに関するロードマップを策定した。これは、国家市民防衛システムの包括的災害リスク管理のための国家プラットフォーム（Plataforma Nacional de Gestión Integral del Riesgo de Desastres）の構成員である FENAPEDI 及びインクルシオン・パナマ（Inclusión Panamá）との協議と意見を踏まえて作成されたものである。政府報告（2021）によると、同プラットフォームは、2017 年にラテンアメリカにおける「仙台防災枠組」の適用を更新する取組に関与し、誰一人取り残さないことを確保するための包括的なアプローチを採用した。2019 年には「緊急事態及び災害時における障害者の包摂、保護、ケアに関する基準（Normas para la Inclusión, Protección y Atención a las Personas con discapacidad en las Emergencias y Desastres）」が策定された。

パラレルレポート（2025）は、こうした災害対策が障害者を十分に包摂したものにはなっていないことを指摘している。具体的には、災害時における支援の具体的手順が欠如している点が問題とされている。また、手話、点字、読みやすい形式などのアクセシブルなコミュニケーション手段が十分に活用されていないため、障害者が必要な情報を適時に得ることが困難であるとしている。さらに、障害者自身が災害対応計画の内容を十分に認識しておらず、避難訓練やシミュレーションにも十分に参加できていない状況が報告されている。

こうした状況を踏まえ、総括所見は以下の点を勧告している。

- 障害者を対象とした国家防災計画を策定・普及すること
- アクセシブルな早期警報システム（手話・点字・やさしい言語等）を整備すること
- 防災政策に障害の視点を統合すること（気候変動政策含む）
- 防災の全段階に障害者を参加させること

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[33]

パナマ政府は 2007 年 3 月 30 日に CRPD に署名し、2007 年 8 月 7 日に批准している[34]。2014 年に障害者権利委員会に初回政府報告書を提出し、建設的対話を経て、2017 年に同委員会から総括所見が発出された。2021 年には第二次・第三次・第四次統合定期報告書が提出された。同報告に対する総括所見は 2028 年に採択される予定である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

パナマ政府は 2017 年にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准している。これは CRPD の総括所見（2017）において評価されている。

同条約の採択及び実施を支援する国際図書館連盟・機関協会が 2022 年に公表した報告によると、条約実施に必要な国内制度の整備は十分に進んでいない。条約が想定する認定機関（authorized entity）については明確な制度化が確認されておらず、アクセシブル形式の出版物や電子媒体を体系的に提供する仕組みも限定的である。また、著作権法における例外規定の整備など、条約に対応した国内法改正についても確認されておらず、国内改革なしと評価されている[35]。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）指標データベースによると、指標 1.3.1「社会保障制度によって保護されている人口の割合」において、2022 年時点における重度障害者の障害手当受給割合は、2019 年時点の 17.3%から大幅に改善し 38.3%である[36]。

パナマ政府は、2017 年及び 2020 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）を行った。第 2 回 VNR 報告書（2020）[37]には作成過程において市民社会団体など多様な主体の参加があったことが明記されているが、OPD について言及はない。また、各ターゲットの達成状況について、障害者に関する具体的な言及はない。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

パナマ政府は、女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」という。）を 1981 年に批准した。最新の総括

[33] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=133&Lang=EN（参照 2026-4-13）
[34] 同日に選択議定書も批准している。
[35] https://eifl.org/sites/default/files/resources/marrakesh_monitoring_report_update_january_2022.pdf
[36] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-4-13）
[37] Government of Panama Republic (2020) *Libre de Pobreza y Desigualdad: La Sexta Frontera: Infrome Nacional Voluntario de Los ODS*.

所見は 2024 年に発出されており、障害女性を含む周縁化された女性の教育・社会保護・支援サービスへのアクセスの不足を指摘し、障害別データの整備とインクルーシブ政策の強化を勧告している。

パナマ政府は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）を 1990 年に批准した。最新の総括所見は 2018 年に発出されており、貧困と民族的出自及び障害の強い結びつき、障害児の社会的スティグマ、統計データの不足、早期支援体制の弱さを指摘し、インクルーシブ教育制度の整備を勧告している。

また、パナマ政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の人と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である ILO159 号条約[38]を 1994 年に批准している。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府

パナマを対象とする障害案件として明示されるものは確認できない。また、ソーシャルワーカー、理学療法士等の障害関連職種における JICA ボランティアの派遣があった可能性があるが、本調査では体系的に整理された公開統計を確認できなかった。

• 他ドナー

【国際機関】

国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO、国連女性機関（UN Women）、世界保健機関（World Health Organization: WHO）／汎米保健機関（Pan American Health Organization: PAHO）

・ 障害者の権利に関する環境整備プログラム（Advancing in the setting of a favourable environment for the acknowledgement of persons with disabilities as right holders and active members of the Panamanian society）（2021-2024）[39]

国連パナマ国別チーム（United Nations Country Team）

・ 持続可能な開発協力枠組（United Nations Sustainable Development Cooperation Framework）（2021-2025）[40]

IDB

・ 障害認定制度強化プログラム（Social Inclusion Programme for People with Disabilities）[41]
・ 聴覚障害予防・診断強化プログラム（Early Detection and Technical support）[42]

[38] 職業リハビリテーション及び雇用条約（Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention）、1985 年発効。
[39] https://globaldisabilityfund.org/programme/panama（参照 2026-4-15）
[40] UN Panama（2022）
[41] https://southsouth-galaxy.org/solutions/detail/senadis-disability-certification（参照 2026-4-15）
[42] https://www.iadb.org/en/blog/early-childhood-development/early-detection-and-technology-panamas-

欧州連合（European Union: EU）[43]

・ 障害者雇用・制度支援（中南米全体を対象とする社会政策・包摂強化プログラム（EUROsociAL+）

【国際 NGO】

FOAL（Fundación ONCE para América Latina）[44]

・ 視覚障害者向けリソースセンター整備（スペイン全国盲人協会（Organización Nacional de Ciegos Españoles: ONCE）による中南米支援事業）

commitment-preventing-hearing-disability（参照 2026-4-15）

[43] https://socieux.eu/countries/?idCat=325, https://eurosocial.eu/en/panama/（参照 2026-4-15）

[44] https://www.foal.es/es/proyectos/panama-0（参照 2026-4-15）

4. 障害関連団体の活動概況[45]

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
パナマ障害者全国連盟（FENAPEDI）	1992 年設立。OPD の全国連合体であり、複数の OPD を束ねる当事者主導の組織である。障害者の権利擁護を目的として政策提言や政府との対話を行うとともに、CRPD の履行状況に関する監視やパラレルレポートの作成にも関与している。また、各団体の意見を集約し、障害者の声を国家政策に反映させる役割を担っている。
障害者団体ネットワーク（Red de Organizaciones de Personas con Discapacidad: REDIS）	OPD のネットワーク型組織であり、政策提言や CRPD の履行監視、パラレルレポート作成等に関与している。FENAPEDI と並び、パナマにおける主要な OPD の一つ。
障害政策・法制度分析会合（Mesa de Análisis y Leyes sobre políticas públicas de discapacidad: MELEDIS）	障害に関する公共政策及び法制度を分析・検討するための協議体。OPD、市民社会団体、専門家等から構成されるマルチステークホルダー型のプラットフォームであり、主として政策提言や法制度分析、CRPD に関連する議論の場として機能している。
トトゥス・トゥウス・トド・トゥヨ・マリア財団（Fundación "Totus Tuus" Todo Tuyo María）[46]	身体障害者のエンパワメント、リーダーシップ形成、就労を支援する当事者団体。代表 Ana Eliceda Fisher Santamaría 氏は FENAPEDI の役員を務めている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
アン・サリバン・センター・パナマ（Centro Ann Sullivan Panamá: CASPAN）	2012 年設立の独立した行政機関。知的障害や発達障害のある人々とその家族を支援する、パナマの公的な教育・訓練機関。早期介入、就学前準備、職業訓練、そして一般企業への就労支援まで、ライフステージに合わせたサービスを提供。
インクルシオン・パナマ（Federación Nacional de	2014 年設立。障害者の権利保障及びインクルーシブ政策の推進を目的として活動し、政策提言、調査、国際人

[45] UN Panama（2022）に基づいて記載。多くの団体は公式ウェブサイトを持たないか、あるいは最新の情報を入手できない状態にある。

[46] https://www.facebook.com/FundacionTotusTuusTodoTuyo/

Asociaciones de Padres y Amigos de Personas con Discapacidad: INCLUSION PANAMA）	権メカニズムへの関与等を通じて、障害者の社会参加の促進に寄与している。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

本章は 2017 年に障害者権利委員会へ提出された四点のパラレルレポートを基に記載する。具体的には、The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children による第 17 会期（3-4 月）及び第 18 会期（8-9 月）向けの報告 2 点、REDIS、FENAPEDI、INCLUSION PANAMA、MELEDIS による事前質問事項（List of Issues）への報告 1 点、FENAPEDI ほか 16 団体による 2025 年質問事項に対する報告 1 点である。また、本調査にあたり、トトゥス・トゥウス・トド・トゥヨ・マリア財団の Ana Eliceda Fisher Santamaria 代表へメールインタビューを実施し、2026 年 5 月 19 日に得られた回答内容を反映した。同回答内容を参照・引用する箇所については、その旨を明記する。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

パナマにおいては、障害者の保健医療サービスへのアクセスは依然として限定的であり、制度的保障と実態の乖離が顕著である。パラレルレポートは、基本的な公共サービスへの障害者のアクセス度合に関する統計が整備されていないことを問題視している。また、医療・福祉サービスを含む各分野において合理的配慮が十分に提供されておらず、それが制度上義務として認識されていないことが指摘されている。

さらに、障害認定手続が煩雑かつ時間・費用を要するため、サービス利用の前提段階で排除が生じている[47]。2025 年のパラレルレポートによると、社会保障基金及び公的医療機関は慢性的な人員不足とサービス遅延を抱えており、障害者に対する優先的対応が行われていないほか、必要な医薬品や医療資材の不足、長期の診療待機、保険制度によるサービス制限などが障害者の健康状態を悪化させている。

加えて、女性や子どもに対する暴力や虐待に関する医療的対応・統計も不十分であり、特に障害女性に関するデータの欠如が深刻である。また、2025 年のパラレルレポートは医療従事者の態度や障害理解の不足、インフォームド・コンセントの欠如、民間医療保険へのアクセス制限も指摘している。さらに、地方・農村部における医療アクセスの格差[48]や、精神障害・知的障害に対する専門的サービスの不足、サービスの断片化も深刻な課題とされている。

以上より、医療アクセスの実質的保障、合理的配慮提供の制度化、データ整備、認定制度の改善が主要なニーズである。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

教育分野では、障害児の就学機会と質の双方に課題がある。法的には教育へのアクセスと合理的配慮が義務付けられているが、実際には十分に実施されていない。 とりわけ、資源不足を理由に合理的配慮の提供が義務として機能しておらず、学校現場での支援体制は限定的

[47] トトゥス・トゥウス・トド・トゥヨ・マリア財団へのインタビューによると、診察の予約には通常数ヶ月を要し、治療の継続性に支障をきたしている。

[48]トトゥス・トゥウス・トド・トゥヨ・マリア財団へのインタビューによると、リハビリテーション施設は首都に集中しており、農村地域に住む障害者にとっては利用が困難である。

である。また、私立学校においては、障害児の入学に際し家庭が追加費用を負担し個別支援者を雇うことが求められる場合があり、これは教育権の侵害とされている。

インクルーシブ教育の実施状況に関する調査では、多くの児童が参加を促進するための追加的支援を必要としていることが示されている。加えて、障害児、とりわけ農村部の女子は修了率が低い。2025 年のパラレルレポートは、パナマにおけるインクルーシブ教育は実質的に機能しておらず、特別教育が依然として主流であり、教育制度が分離構造を維持していると報告している。また、学校インフラの未整備、教員の専門性不足、個別化されたカリキュラムの欠如、教育省と IPHE の制度的分断がインクルージョンの障壁となっている。さらに、多くの障害児が基礎教育を修了できず、職業教育も機能していないことが指摘されている。

これらから、合理的配慮の徹底、追加費用の排除、学校全体での支援体制強化が求められている。トトゥス・トゥウス・トド・トゥヨ・マリア財団へのインタビューでは、最も必要な支援としてインクルーシブ教育に関する教員研修や、アクセシブルな教材、バリアフリーのスクールバスが挙げられた。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

障害者は社会的に最も貧困層に位置付けられ、労働市場から排除されやすい状況にある。法制度上の権利保障にもかかわらず、実際の雇用機会は限定的である。障害者の就労機会に関する具体的統計や進捗情報は不足しており、実態把握自体が困難である。また、就職できた場合でも、オフィスにはアクセシブルなソフトウェアや家具、手話通訳者の配置など合理的配慮が十分に提供されておらず[49]、義務として認識されていない点が大きな障壁となっている。さらに、差別に対する是正措置や制裁が実際にはほとんど機能しておらず、教育・雇用の双方で苦情が適切に処理されていない。2025 年のパラレルレポートによると、障害者の失業率は高く、企業は 2%の法定雇用率を遵守せず、納付金支払いを選択する傾向がある。また、雇用差別や賃金格差が存在し、障害年金受給者が就労できない制度的制約も就労参加を阻害している。さらに、知的・精神障害者に対する雇用支援や職業訓練は極めて限定的である。

雇用における合理的配慮提供の義務化と履行監視、差別是正メカニズムの強化、統計整備が重要なニーズである。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動に関する障壁は極めて顕著であり、公共交通及び都市環境のアクセシビリティは限定的である。国家レベルのアクセシビリティ計画は存在するものの、実施は進んでおらず、理論的枠組にとどまっていると指摘されている。 特に都市交通においては、バスがアクセシブルでないほか、鉄道でもエレベーターの故障が頻発し、実質的な利用が制限されている。また、公共施設、観光施設、宿泊施設においてもアクセシブルな設備は不足している。トトゥス・トゥウス・トド・ト

[49] トトゥス・トゥウス・トド・トゥヨ・マリア財団へのインタビューに基づく。

ゥヨ・マリア財団へのインタビューによると、歩道は一般的に老朽化しており、点字ブロックや音声信号機が設置されていない。歩道の幅は狭く、状態も悪いうえに、スロープがなく、露店や街灯柱などの障害物があり、すべての人、特に障害者や高齢者の移動を妨げている。

2025 年のパラレルレポートによると、国家アクセシビリティ計画（2022–2032）は実施されておらず、監督・評価指標も存在しないため、実効性が欠如している。また、交通機関の非対応に加え支援機器へのアクセスの困難、行政の監督機能の弱さ、苦情処理の不備が移動の制約を強化している。さらに、地方・農村部では状況がより深刻であると推察される。

以上より、バスや駅のバリアフリー化、スロープの拡充、インクルーシブな標識の設置などインフラ整備の実効性確保、交通機関の完全アクセシビリティ化、監督・制裁制度の導入が主要な課題である。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報アクセスの分野では、統計・情報基盤の不備とコミュニケーション支援の不足が大きな課題である。障害者のサービス利用や権利享受に関するデータが十分に整備されておらず、政策形成の基盤が弱い。また、公共情報やサービスにおけるアクセシブルな情報提供（手話、代替フォーマット等）の不足が指摘されている。2025 年のパラレルレポートによると、公共情報のアクセシビリティは著しく不十分であり、テレビ報道や公共情報における手話通訳や字幕の欠如、政府ウェブサイトの非アクセシブル性が指摘されている。また、統計データの収集・公開においても戦略が欠如しており、障害別データが政策に活用されていない。さらに、OPD の統計プロセスへの参加も制限されている。

保護施設や支援機関において手話通訳者が配置されていないことが報告されている。さらに、啓発活動も限定的であり、人権モデルに基づく情報発信が十分に行われていない。 このため、アクセシブルな情報提供体制の整備、統計の改善、コミュニケーション支援人材の配置が重要なニーズである。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

ジェンダー分野では、障害のある女性及び女児が重複差別と暴力のリスクに直面している。障害女性に対する暴力に関する統計が存在せず、実態が把握されていないことが大きな問題である。教育や性教育へのアクセスも不十分であり、若年妊娠などの問題に対する支援も不足している。

2025 年のパラレルレポートによると、障害女性は家庭内暴力や性的暴力の高いリスクにさらされているにもかかわらず、支援施設はアクセシビリティや専門人材を欠いており、司法・保健・社会サービスの対応能力も不十分である。また、強制不妊手術や同意なき医療行為、性と生殖に関する権利の侵害が報告されている。さらに、先住民・アフロ系女性は複合差別に直面しており、政策におけるジェンダー視点の統合が不十分である。

以上より、統計整備、暴力防止と支援体制の強化、ジェンダーと障害の統合的政策が必要で

ある。

6. 参考資料

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2017) *Concluding observations on the initial report of Panama* (CRPD/C/PAN/CO/1).

The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2017) *Briefing on Panama for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 17th session, March/April 2017*, CRPD_CSS_PAN_28456.

The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2017) *Briefing on Panama for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 18th session, August 2017*, CRPD_CSS_PAN_28458.

Government of Panama Republic (2014) *Consideration of reports submitted by States parties under article 35 of the Convention Initial reports of States parties due in 2009* (CRPD/C/PAN/1).

Government of Panama Republic (2017) *Replies of Panama to the list of issues* (CRPD/C/PAN/Q/1/Add.1).

Government of Panama Republic (2020) *Libre de Pobreza y Desigualdad: La Sexta Frontera*: *Informe Nacional Voluntario de Los ODS*.

Government of Panama Republic (2021) *Combined second to fourth periodic reports submitted by Panama under article 35 of the Convention, due in 2021* (CRPD/C/PAN/2-4).

Inter-American Development Bank (2013) *Una visión crítica sobre el financiamiento y la signación de recursos públicos para la capacitación de trabajadores en América Latina y El Caribe*.

Inter-American Development Bank (2024) *Seeds to Inclusion: What We Know and Don't Know about Disability Policy*.

Morales-Maure, L., García-Vázquez, E. and Esbrí, M. A. (2021) Teacher Training In Inclusive Education In Panama: The Challenge Of Enhancing Mathematical Suitability, *Webology Volume 18, Number 6*.

SENADIS (n.d.) *Los Derechos de las Personas con Discapacidad*.

SENADIS（2009）*Política de Discapacidad de la Republica de Panama de la República de Panamá*.

REDIS, FENAPEDI, INCLUSION PANAMA and MELEDIS (2017) *Presentation to the Committee for the ights of Persons with Disabilities (CRPD)*, CRPD_ICO_PAN_26914.

REDIS, FENAPEDI, INCLUSION PANAMA and MELEDIS (2017) *Briefing on Panama for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 17th session, March/April 2017*, CRPD_ICO_PAN_26919.

UN Panama (2022) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities: Panama Country Report 2021*.